

樋口一葉の祖父八左衛門は「直訴」したのか？

Did HIGUCHI Ichijo's Grandfather Appeal Directly, JIKISO ?

福岡哲司

FUKUOKA Tetsushi

In the disputes of the water rights the action HIGUCHI Ichijo's grandfather took should be regarded as to entreat grand old man Tokugawa Shogunate, *roujyu* rather than appeal directly court, *jishabugyo*, *jikiso*. It is not suitable to associate his action with the character of her novel such as *Nigorie*. Did HIGUCHI Ichijo's grandfather appeal directly, *JIKISO*.

柏原堰と水利権争い

甲斐国山梨郡の柏原堰の開削の時期や堰の名の由来は未詳である。菊島信郎家文書によれば、寛文十一年（一六七二）八月の萩原山柴草刈取争論の裁許の絵図に初めてその名を見るといふ（注¹）。堰

は重川の水を下小田原村から取り入れ、上萩原村を六キロメートルほど通って中萩原村、下萩原村に至る。両村では組合管理し、合わせて田高四八九石余のうち三三三石余を灌漑する。

山梨の河川の常で扇状地の斜面を流れ下る重川の水量の多寡は季節や天候によって甚だしく変動するから柏原堰も当然その影響を受ける。重川が大水になれば柏原堰もそれによって大破することも少なく、その都度、大小の修繕を必要とした。

たとえば、天明七年（一七八七）の工事は、「菊島信郎家文書五八〇」（中萩原・下萩原村組合当未用水路御普請出来形帳・注²）によれば、中萩原と下萩原の境界に当たる根古橋東側付近の取水の仕方を変えるために人足五七〇〇余人助成米四一石余を要する大工事だったことが知られる。ところが、翌天明八年（一七八八）には再び出水による堰台の損壊があったのを、寛政二年（一七九〇）に

なつて普請を願ひ出ている（『舊田福雄家文書六 三・中萩原村柏原堰損壞箇所定式御普請願・注3』）。さらにこの文書では、これをさかのぼる宝永三年（一七〇六）にも堰に「大破」のあつたことにも触れている。

こういう状況の中で、村人の手によって堰を保守するための不測の小修繕は欠かせなかつたし、にもかかわらず、常に漏水による水不足に悩まされて来た。そのため最も下流域の下萩原村は堰の現状や上流の用水利用に常に注意を払っていた。

嘉永五年（一八五二）三月、中萩原村の者が畑地を田に作り替えたと、下萩原村から用水に差し障りがあると抗議され、当該の者が元の畑に戻し、用水を引かないことを約束させられる事件があつた（『菊島信郎家文書五 九〇・中萩原村百姓田方用水に差障るに付元畑形に戻す一札・注4』）。

この事件が解決して間もない頃、上萩原村の者が新田を開墾し、堰から水を引いていることが発覚した。樋口一葉の祖父八左衛門が小前百姓百二十人の「惣代」として出府、江戸城に登城する老中阿部伊勢守正弘の行列に嘆願状を差し出すことになる事件の発端である。

ところで、柏原堰の水利権争いにかかる八左衛門の行動を「直訴」「籠籠訴」と言うことが一般的なのは、塩田良平の「樋口一葉研究」（注5）の「越訴」という語彙のインパクトが源だろう。けれども、八左衛門のこの行動は「嘆願」であつて「訴」ではないことを確認しておく方がいいのではないかとかねがね私は思っている。

それは単に差し出した書面に「御嘆願」とあつたからばかりではない。彼らの行動の意図が、以下の記述から知られるとおり、村役人から寺社奉行へ出されるであろう訴状を受け取らないよう、つま

り訴訟にならぬよう寺社奉行の上位にある老中に「嘆願」というところにあつたからである。

しかも、江戸城辰ノ口評定所の目安箱に放り込んだのなら正式な「訴」だが、それをせずに直接阿部伊勢守に差し出したのはかなり考えた末の行動だと思う。これは、あるいは八左衛門と同じく中萩原村の農民の出で、徳川直参の眞下家の株を買い、士分となつていた眞下専之丞の入れ智恵かもしれない（注6）。

「嘆願」の経緯

八左衛門の「嘆願」の経緯を見てみよう。先ずは甲州山梨郡中萩原村の小前百二十人の「惣代」である百姓代の八左衛門と百姓の吉右衛門が江戸城辰ノ口において老中首座阿部伊勢守に差し出した嘆願書の内容を改めて確かめることから始めたい。

嘆願書控は八左衛門手持ちのもの、樋口本家旧蔵の代表者名の無いもの、事件関係者の益田治郎右衛門所蔵の三通がある。前の二つは田中家文書として山梨県立文学館に寄託されている。ここでは最初の八左衛門手持ちの控（注7）を使いたい。

それに『塩山市史』史料編などに収録された村方文書、また、「嘆願」決行後の嘉永五年九月十日付で八左衛門が甲州にいる息子大吉に送った密書（注8）などの内容を加味して事件の推移を確認してみたい。

嘆願書は四千五百字余りの長文で典型的な近世の願ひ文の体裁を取っており句読点もない。事件の複雑さも反映しているのだろう、

意識的あるいは無意識的に説明の不十分なところや回りくどいところもある。そこで(1)から(22)に分割して、適宜主語を補いつつ要旨をたどってみる。印の箇所は福岡の補記である。

恐れながら書付をもって御嘆願申し上げ候

(1) 田中代官所(田安陣屋・小林松次郎代官)管轄の甲州山梨郡中萩原村の小前百二十人の惣代として百姓代の八左衛門と吉右衛門が一同の嘆願を申し上げる。

(2) 当村(中萩原村)の田の用水は(石和代官所の)森田岡太郎代官管轄の甲州山梨郡上萩原村下切の重川から堰入れ、中萩原村・下萩原村両村に至る用水路を柏原堰と言っている。

(3) ところが、下切の百姓たちが近年堰下に畑地を切り起こしておよそ三四反歩ばかり円形にして稲作を植え付けている様子である。

嘉永五子年(一八五二)六月付の「菊島信郎家文書五八

五」(柏原堰上流にて不法新田開発いたし元形仕直しに付吟味願・注9)でこの項を補足すると、次のようである。下

切の 左衛門、 十兵衛、 兵衛、 右衛門、 左衛門、 助、 郎右衛門、 五右衛門、 五郎ほか一人の百姓は、

各々田を二三枚も開発して所持していたが、それらは屋敷、畑地などを田にしたもので各戸およそ二町歩ほどであった。

実際、新田開発をした者はほかに三人いた。この事情は(7)で説明する。

(4) こういうことをされると用水に差支えが出てくるはずなので、中萩原・下萩原両村で石和代官所(代官・森田岡太郎)に願

出ようと下萩原村の村役人から当村の村役人に申し入れがあった。そこで、四月に一同で願い出をする旨百姓代たちに伝えた。萩原留則は「柏原堰の水利権に関する駕籠訴事件考」(注10)で次のように推測している。

事件の中心人物は、田安領の田中陣屋の代官小林松次郎である。小林松次郎は水量の減少による、稲作の収量に及ぼす影響を恐れて、中・下萩原の村役人を督励し、反抗する農民どもを牢にぶち込んでもと、寺社奉行に訴えることを考えていた。

(5) けれども、(代官所へ)願い出ることになれば経費もかかり、困窮している村人はさらに難渋するし、開発された新田はたいした広さでもなく両村の用水には大きな差障りもないという意見が当村から出た。また、下萩原村と内々に協議して来た経緯もある。だから、願い立てをしなくても上萩原村へどくと掛け合う解決法もあると(村役人に)話して来たところだ。

(6) その後、新田のことについての願い出は下萩原村から申し入れのあったことであり全員が一致しなければよくないから、やはり両村として訴え出る旨連絡をした。けれども、当村では無理に願い出るつもりはなく、多少こちらの言い分が立てばそのままにするつもりだったが、下萩原村全員の気持ちもあって余儀なくさしあたり協議に乗って来た。当村とは隣村同士だし百姓代から村役人を通じて誠意をもって話し合いに参加するよう下切に申し入れた経過もある。

(7) 五月になって当村の村役人から聞かされたのは、これでは少しも筋が立たないから両村から余儀なく出訴することに決まっ

たということだった。その旨田中代官所へ届けたところ、これは石和代官所へ願い出てもしょうがないから直接寺社奉行へ訴えを差し出すべきだとして、願い書をしたためよと指図があったという。願い書には百姓代たちも捺印するように言われた。

この寺社奉行宛の願い書（訴状）の腹案となったものが、すでに（3）で用いた嘉永六年六月付の「菊島信郎家文書五八五」（前掲注9）である。これによると、訴訟人は下萩原村の役人惣代の新左衛門、平次右衛門および中萩原村の名主の茂兵衛であり、「被告人」にあたる「無法出入」が（3）で名を挙げた十名である。

願い書の内容としては、先ず、不法新田開発発見に至る経緯を説明する。

三か村を通る柏原堰が一里半に及び毎年「堰普請」をしているが、途中での「洩水」があつて中・下萩原村に至ると殊のほか減水して田植えに差支えている。そこで毎年田植えから「八朔（八月初旬）までは「水番人足」を昼夜四五人ずつ当てるほか、「洩水」や「堰筋破損之場所」を繕うのに多くの人夫を要している。

近年、堰の途中の「洩水」が多く、田植えの時期に当たり困っていたが、堰普請の最中、上流を見たところ新田開発を発見した。

このまま開発が進めば、用水は残らず上流で使われてしまうかもしれない。「不法至極」だから、上萩原村の名主に「始末」を掛け合つたところ、開発者のうち長百姓の郎兵衛と百姓の右衛門ほか一名は、下流の村に差

障りがあつては済まないから畑に戻すことを約束した。が、訴状に挙げた十名は名主が懇々と論じたが聞き入れなかった。

このままでは田を維持することは難しいうえに、今年（8）は「日照旱魃」で、田植えはしたものの「養水」に事欠き、この頃では干上がっている田もきわめて多く、百姓も村役人も困り切っている。

願い書腹案はこういう内容である。下萩原村から中萩原村に対し、石和の代官所に訴えるべく相談を持ちかけたが、双方の意見が合わず、田中代官所が調整して願い書作成に至つたものである。

寺社奉行宛の願い書は不自然とする説もあるが、勘定奉行が天領における争論の調停や裁定をもつぱら担当したのに対し、寺社奉行は寺社領のほかに複数の知行地にまたがる争論を担当したから、不自然だとも言えない。げんにこの水利権訴訟より六十年前の太枡事件の際にも、騒動が甲斐国内の天領と田安領とにまたがっていたため寺社奉行が処断した経緯もある。

願い書は六月付となっている。五月時点から原案が作られ、おそらく何度かの改訂を経ながら、これを前提にしつつ、八月末まで事態はもつれる。すなわち、この願い書に奥印を捺して正式な訴状とするか否かの駆け引きが続いた。（8）けれども、当村では前述のような気持ちで上萩原村とも内々に話をして来た経緯もあり、（寺社奉行へ）訴訟などすれば多くの経費もかかり村人も難渋するので、小前一同に諮つた。そ

の結果、「御公儀様」へ訴え出るなど大それたことで、訴訟になれば双方の村が衰微するものとなる、用水のことも毎年十分で差支えもなく、村役人からも少しでもこちらの言い分が立てば示談にすると聞いていたし、上萩原村へ掛け合いの趣旨が通るよう村方百姓同士が内々に掛け合つて来た。先方でももっとも至極だと受け入れ、中下萩原両村に差支えがないようにする旨の一札まで差し出した。これで中下萩原村に迷惑のかかることはないから訴訟は差し止めるよう村役人に掛け合つた。

(9) ところが、実のところ村役人たちは下萩原村(の村役人)と申し合わせて訴訟を企てる気持ちがあると見え、最初言つたことと違つて下萩原村と同意しなければ田交代官所に対して申し訳ないと言い、示談を受け入れなかつた。

(10) 六月になつて誰が申し立てをしたのか、田中代官所は百姓代六人を呼び出し、寺社奉行への出訴の書面へ捺印して差し出すよう命じた。だが、村方の小前には訴訟の意思はなく、用水についても差支えはないし直接の掛け合いで上萩原村でも納得し、中・下萩原両村にも差支えがないよう一札まで差し出すことになつている旨を申し上げた。百姓同士で示談になつているにあえて御公儀様にまで出訴することは恐れ多いし、三か村を通る水路だから、訴訟などあればゆくゆく恨みも残り、よくない。上萩原村で我意を張るなら余儀ないが、同村でもこのように納得し、一札までも差し出したからには、(寺社奉行へ差し出す) 願ひ書に捺印をせよとは困惑する。以上のことを申し上げたが聞き入れられなかつた。そして、一筋の用水路であり下萩原村から願ひ出たことに(各村が) 同意しなければ不都合だから、

是非とも一致すべきだと分かつて(と判断して) 百姓代は村へ帰ることを認められた。村でこの内容を小前一同と相談したのだが、みんな一様に困つていた。

(11) 六月二十八日、また、(田中代官所から) 差し紙が来たが、村では結論が出ず、すぐに(代官所へ) 出かけることもできず、月末になつて行く旨の届けをした。

(12) 七月の呼び出しでは、出頭が遅れたのは不埒だとして百姓代たち全員が手鎖を命じられた。そこへ上塩後の長百姓で半左衛門、広門^{かわだ}田北組の長百姓で周兵衛という兩名が加わり、何にしも中下萩原両村が融和しなければよくないので話し合つべきだと言つ。また、上萩原村にも掛け合い、訴訟にしないようにすると言つ。下萩原村と示談について話す旨の書面を代官所に差し出し手鎖を解かれた。中下萩原両村で相談の上、二人の仲介人で上萩原村下切へ掛け合いをし、示談が成立しない時にはその旨知らせるよつに(代官所より) 言い渡された。

この時点の資料として「菊島信郎家文書五 八一」(柏原堰 用水出入に付下萩原村と中萩原村の行違い申合対談書・注 11) が残つている。これは中萩原村の名主の茂兵衛、長百姓では丈助ほか七名、百姓代の太郎右衛門ほか五名および下萩原村の名主の次郎左衛門、長百姓では新左衛門ほか四名、百姓代の佐兵衛が署名、捺印した覚書である。

内容としては次のとおりである。
中萩原村の内に見解の違つ者があり中下萩原村が一致できかねて来たが、田中代官所の調整もあり、一村同様の村の堰だから、このままもめるとゆくゆく問題が生じ

る。今後とも万事両村がとくと話し合いをして用水に差支えないように取りはからせてゆこう。

(13) 七月十三日、一同が帰村した後、下萩原村から、田中代官所へ出頭するよつに指示が来た旨、当村の名主の所へ言つて来たことについて協議した。(内容は)前に命じられたとおり、下切へは仲介者によつてよく協議して、示談が成立しない時には寺社奉行に訴訟を起すよつ担当の横田兵五郎様からこまごまと命じられたと名主の茂兵衛は聞かされたという。前から名主の儀茂は承知していることだから早速百姓代から仲介人にお願ひに行くよつ指図があり、二三回仲介人の所へ行き頼んだ。

(14) ところが、どういふ次第か、(仲介人は)代官所の指示を伺わなければ掛け合ひもできないとしてそのままにしておいた。

(15) 八月十一日、百姓代に対し代官所に出頭するよつ田中代官所の郷宿から書面が来た。一同は出頭し、仲介人に経緯を尋ねたところ、この件について代官所の指示を伺つたところこれ以上立ち入るなということでもどうにもならない。併せて御公儀にも願ひ書へ捺印したらすぐに手続きを取るべきだと言われるが、それも進展がなく困っている。

(16) ところがうちに自分たちの村役人が用意した願ひ書を放つておくべきではないのに百姓代たちが色々引き延ばしていることはまことに不埒だから早々に捺印せよと代官所に命じられたと下萩原村から言つて来た。が、百姓の下の方で示談が成立するはずの件をあえて訴訟にすることはなんとも難渋するといふことを申し上げたが、(代官所では)全くお取り上げにならず、指図が聞けないのはもつてのほかの不届きで任せておけな

いと厳しくお叱りがあり、恐れ入つた次第だが、村の多くの者は不承知の訴訟だし百姓代に相談もなく即答はできかねた。

(17) 八月二十六日、村方九組に対し一組当たり二人の主だった者を代官所呼び出し、翌二十七日、御吟味になつたが、このたびの願ひ立てを拒むというのもつてのほかの不埒である、下萩原村の一同は一刻も早く願ひ書を出すよつにせよ、かれこれ言つ者は代官所の命令に背くのだから厳しく問いただした上に村方追放に処すると膝詰め指示だつた。十七人の主立った者は一言も申し上げられず引き下がつた。

(18) 引き続き(代官所が)百姓代四人を呼び出して言つことには、おまえた小前一同は訴訟に不承知だといふから村方の主だった者を呼びだして糾問したところ全員訴訟に同意した。こうなれば大勢が難渋するなどおまえたたちが言つているのは矛盾する。早く訴状に捺印をして差し出すよつ重ねて厳しく申し渡す。

(19) そこで申し上げたのは、村方ではさしたる差支えもなく下の方で話し合ひ示談が成立するはずだから訴訟に及ぶのは何とも難渋する。殊に赤尾村の長百姓の勘右衛門と申す者は上萩原村と同じく石和代官所の御支配だが、彼が村役人の気持ちを知つているところ、下切の村役人もどうしても示談にしたい旨言つていと聞いたといふ。もつ一度上萩原村に掛け合ひ、対応が思わしくなかつたら、早速にも願ひ書に捺印をするのでもつ少し猶予してもらいたい。

(20) ところが、代官所は聞き入れない。少しも猶予はできない。これ以上村の上下で掛け合つても決着が難しいのだから何が何

でも寺社奉行に出訴しなければならぬ。捺印を承知しないのならそのままにはしておけないから嚴罰を申しつけると矢継ぎ早の吟味である。答えに窮していると八左衛門、栄兵衛の二人は即座に塩縄手鎖を命じられ羽織も脱がされる始末である。郷宿から寛恕の願いがあり（塩縄手鎖は解かれたが）、百姓代四人とも謹慎を命じられた。さらに村方でこの訴訟に不承知だと言つ者があれば誰であれ拘束し痛い目に遭わせても承知させるからそう心得よと命じその場は引き下がることになった。

萩原留則は「出来そこね三代記 祖父と父と一葉」（前掲注5）で、次のように推測している。

田中陣屋の代官小林松次郎は、上萩原村の無法な新田作りに対して、石和陣屋の代官森田岡太郎に一矢を報いたいと考えていた。しかし百姓どもの根強い反対に手を焼いて、中萩原の最下級の百姓どもの主立った者を集めて、八左衛門等の指導者の搦め手から威し上げて、一同一言もなく恐れ入らせて帰村させたのである。

(21) 大変に困つたのでさうそく村方の小前一同と相談したところ、示談にすることを下萩原村でも同意し、訴訟の件については難渋するから、誰も願ひ書に捺印する者はなく、あくまで嘆願をしてくれるようまとまつた。とは言えこれ以上願ひ書への捺印を拒めばどんな厳しい取り調べがあるか分からず途方に暮れ、困り切つたあげく、出府の上嘆願に及んだ。

(22) なにとぞ格別の慈悲で村方の難渋を御理解の上、下の方向士で話し合い、示談にして意味のない訴訟をしないことが双方の村がうまく治まると命じてくれるよう嘆願する。

嘆願、その後

ここからは八左衛門が息子大吉に送り届けた「急用密事 平安無事」と封に書かれた九月十日付の日付の密書（前掲注7）に基づいてたどつてみる。

出府した八左衛門、吉右衛門兩名はすぐに眞下専之丞のもとへ使いをやり、指示を仰いだ。事件発生以来、八左衛門は専之丞に刻々事態の推移を報告していたと思われる。

登城の列前に嘆願書を差し出した老中阿部伊勢守の役宅は江戸城辰ノ口評定所に隣接しており、毎月の三日、七日、十一日が対客のための登城日と決まっていた。八左衛門らが「嘆願」を決行したのは、嘉永五年九月七日四ツ刻（午前十時頃）だった。

取り押さえられた二人は阿部家によつて取り調べられ、嘆願状を取り上げられ、即日、江戸城内の田安家勘定所出役・岩崎茂三郎に引き渡された。ちなみに専之丞はこのとき江戸城西の丸勘定奉行支配下の御勘定役だった。しかも、専之丞は冤罪を被つたことのある岩崎の亡父の支援者でもあった。その後、九月十五日付で専之丞は品川沖の台場工事のための御作事方書役になっていた。嘆願事件に関するこの間の専之丞の動き、ことに岩崎茂三郎への働きかけ等については、萩原留則「柏原堰の水利権に関する駕籠訴事件考」（前掲注10）のように様々憶測ができるが根拠はない。

兩名は日本橋銀町の蓬屋嘉右衛門にお預けとなった。九月十八日、名主の茂兵衛と長百姓の小兵衛を出府させ、十九日、二十日の両日、田安家御勘定所で八左衛門らと対決尋問を行った。

出府して来た村役人らはもめ事の処理の不適切なことを認めたから、田安家御勘定所は中下萩原村と上萩原村との相対で「熟談」するよう申し渡し、田中代官所は与り知らぬこととした。「公事方御定書」の規定では他領同士の訴訟では代官同士が「熟談」することになっていたから異例の措置と言える。

その後、両名は江戸から甲州に護送されて、九月二十七日に山梨郡一丁田中の田中代官所へ到着、三十日の手鎖を申しつけられた。両名の嘆願決行について、「公事方御定書」にある目安箱への無意味な投書への罰則が適用された量刑である。田安代官には咎めなしという沙汰だった。

十月七日、訴状の写しを書かされ、十一月初め、両人は放免となった。

この措置について、「樋口家先祖の墓所補修並に資料に就いて」(注¹²)に収められた樋口家親族の田中幸男の見解は次のとおりである(原文通り)。

イ 阿部伊勢守様が偉大な人物であったこと。

ロ 一二人の連判状作成より籠籠訴決行の期間、田中代官所に探知されなかつた周到な行動であり、又獄中より大吉宛密書に見るに、当局の取調べに対し勝利を確信し、後事の結束を堅める様指揮し、動じない決意であったこと。

ハ 幕臣真下専之丞が幕府関係方面に強力な助勢を下されたこと。

真下専之丞は、中萩原村農民の出で、志を立て苦節を重ね、幕府に仕官し各要職を経て、後陸軍奉行となり明治新政府となり、一時帰郷し晩松と称し特に八左衛門とは、慈雲寺の同門であり

籠籠訴事件には助命の恩人、又大吉の指導者である関係上親交の生活を過された由伝聞する。

尚元山梨県知事坂本三郎氏は真下晩松先生の孫であり、樋口一葉の婚約者でもあった。

二 八左衛門は嘉永元年より西本願寺派、後醍醐天皇他二天皇の勅願寺杉の御坊万福寺の門徒総代となり、同寺々務打合の為屢々西本願寺へ出向し、同寺とは深い関係にあった。故に同寺よりの救援のお力添もあったことと考えられる。

柏原堰を巡る事態はその後もさほど進展しなかつたことが村方文書によって知られる。

翌嘉永六年(一八五三)三月付の「菊島信郎家文書五 九一」

(柏原堰元上萩原村下切新田元形仕直し不実のため出訴に付議定・注¹³)は、田中代官所、石和代官所さらには江戸の勘定奉行に出訴するための人員、経費、任務などに関わる下萩原村と中萩原村とで取り決めた「議定」である。

これによると中下萩原村から上萩原村下切に掛け合ったが中に強情な者がいて畑地に戻さず、誠意ある対応もしないから訴訟に及ぶこととした、とある。さらに江戸出府の惣代は中下萩原両村から一名ずつ出し、経費は中下両萩原村で折半すること等が決められ、この文書は中萩原村の名主の茂兵衛、長百姓の丈助ほか七名、百姓の次兵衛ほか五名、下萩原村の名主の政之丞、長百姓の新左衛門ほか四名、百姓代の利右衛門が署名・捺印している。当年の田植えの季節前に決着をつけようと今度ばかりは中下萩原村の意見に一致を見た感がある。

これを受けて、五月付の「菊島信郎家文書五 八四」（上萩原村百姓柏原堰下田普請地を元畑に仕直し一札・注¹⁴）でようやく決着したことが知られる。

これは「差出申一札之事」と題され、上萩原村下切の兵衛、五郎、助、右衛門の当人が署名し、左衛門、郎右衛門、五右衛門、左衛門の「右代兼」及び勘右衛門、周右衛門、龜兵衛の「立入人」が署名・捺印のうえ、「一同元畑^{ヌツ}二し、田水引入稲作決而植附申間敷候」と記している。

とは言え、柏原堰を一例として重川流域の水利権争いはその後も頻発し、維新後にまで及んでいる。

こうみてくると八左衛門らが決死の覚悟で寺社奉行への出訴を食い止めようとして敢行した「嘆願」はあまり大きな意味を持たなかった感もある。

一葉の「にこりえ」のお力の次の述懐には、祖父・八左衛門のイメージが反映しているとは、塩田良平「樋口一葉研究」増補改訂版（中央公論社・昭和三一・一〇）から始まり、山田有策「三代伝はつての出来そこね」（山梨県立文学館図録「樋口一葉と甲州」二〇〇九・九）に至るまでしばしば指摘されることである。

あゝこんな浮気者には誰がしたと思召す、三代伝はつての出来損ね、親父が一生もかなしい事でごさんしたとてほろりとするに、その親父さむはと問ひかけられて、親父は職人、祖父は四角な字をば読んだ人でござんす、つまりはわたしのような氣違ひで、世に益のない反古紙をこしらへしに、版をばお上から止められたとやら、ゆるされぬとかにて断食して死んださうに

御座んす、

とすれば、この中の「益のない反古紙」を反骨のあるいは体制風刺的なもの、いわゆるヒロイックな行動と受け取る必要はないのではないかとも思われる。結果として八左衛門はまさに役に立たぬ「反古紙」を草し、嘆願したと理解したら残酷にすぎるだろうか。とは言え、その後の八左衛門の境遇について次のように指摘する説はどんなものだろうか。

普通なら村の英雄扱いを受けるはずなのに、八左衛門も吉右衛門も、今は村人からは、だんだん冷たい眼指まなこさしを受けるようになっていた。（萩原留則「出来そこね三代記 祖父と父と一葉」前掲書・注¹⁰）

その後も八左衛門は、たとえば開港した横浜での生糸交易の争いの調停に当たったり（注¹⁵）、小前百姓の世話役として訴訟や嘆願の世話をしているのだから、嘆願後の彼について右のように言うのは余りにも想像の域を越えぬと言えるのではないか。

（注¹）『塩山市史』史料編第2巻（平成7年3月31日）六八七頁

（注²）前掲『塩山市史』六八七頁

（注³）同 六九二頁

（注⁴）同 六九二頁

（注⁵）増補改訂版（中央公論社・昭和43・11）

(注6) 前掲の塩田良平「樋口一葉研究」、石川国作「わが晩松

逍遙・晩松真下専之丞をめぐる人々」(町田ジャーナル社・平成5・10)ほかによれば、専之丞は嘉永五年九月十五日付で品川台場築造の作事奉行方書役を仰せつけられている。後、蕃書取調所調役から同組頭、陸軍奉行並支配、大政奉還時、御留守支配を歴任。維新後は横浜の私塾融貫塾で青少年の教育に当たり、自由民権運動の活動家である沼間守一、石阪昌孝、村野常右衛門らを輩出した。

(注7) 山梨県立文学館に寄託されている田中家文書による。用字表記は原文に従った。和田芳恵「大吉あやめ考」(岩波書店「文学」昭和28・11)、後、「愛の歪み」(中央公論社・昭和44・7)に翻刻、また「日本文学アルバム・樋口一葉」(新潮社・昭和29・9)に図版が掲載されている。

(注8) 山梨県立文学館に寄託されている田中家文書による。同館図録「樋口一葉展 生き続ける女性作家 樋口一葉をめぐる人々」(二〇〇四・一〇)八頁に図版及び翻刻が掲載されている。

(注9) 前掲「塩山市史」六九三頁 人名表記は同書のとおり。

(注10) 「続樋口一葉と山梨」山梨ふるさと文庫刊・二〇〇四年

(注11) 前掲「塩山市史」六九五頁

(注12) 田中美富・田中きく編「樋口家先祖の墓所補修並に資料に就いて」(私家版・昭和53・9)同増補版(昭和56・11)五、六頁

(注13) 前掲「塩山市史」六九六頁

(注14) 同 六九七頁。人名表記は同書のとおり。

(注15) 樋口八左衛門・樋口喜作宛書簡(元治元年11月2日付)山梨県立文学館に寄託されている田中家文書による。同館図録「樋口一葉と甲州」(二〇〇九・九)一五頁に図版及び翻刻が掲載されている。